平成２６年（フ）第７９１号
大阪府高石市西取石５丁目８番16号
破産者　髙藤　道夫
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６９９号
神戸市長田区堀切町18番11号
破産者　原田　治朗
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２３号
兵庫県姫路市広畑区才1263番地５
破産者　山口　秀樹
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第９号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕2621番地
破産者　川田酒店こと　川田　豊和
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１６８号
福岡県久留米市田主丸町上原400番地
破産者　大熊　　博
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４８１号
北九州市若松区片山３丁目３番12号
破産者　元山　博子
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４８２号
北九州市若松区片山３丁目３番12号
破産者　江里口ミチ子
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３２１号
佐賀県佐賀市鍋島６丁目３番９－202号
シャトー雪竹
破産者　畑下　潤二
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
佐賀市南佐賀３丁目７番１号　クレール北川副Ａ201
破産者　木下　康博
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
佐賀県佐賀市兵庫町大字渕2736番地１、開始決定時の住所佐賀県神埼市神埼町姉川1678番地５
破産者　三好　和喜
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５４２号
熊本市北区武蔵ケ丘１丁目６番60号
破産者　内倉　信夫
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７号
北海道岩見沢市志文町159番地６　フジサワハウス201
破産者　佐藤　広三
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第４５４号
茨城県ひたちなか市大字市毛1261番地６
ガーデンコートルネサンスＢ棟103号
破産者　川又　秀夫
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３８号
栃木県小山市大字南半田2016番地６
破産者　佐藤　仁良
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第３８号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1340番地６
破産者　平塚　義昭
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
神奈川県横須賀市根岸町５丁目19番45号
ホームズ斉藤102
破産者　庭田　　茂
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第９５号
神奈川県横須賀市根岸町５丁目19番45号
ホームズ斉藤102
破産者　庭田恵美子
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１６６号
神奈川県横須賀市公郷町５丁目40番地32
破産者　齋藤　喜一
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部